特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、関係機関と連携した特別支援教育の総合的な支援体制を推進する。

特別な支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、情報の提供や相談会の実施等を行い、柔軟できめ細かな対応ができる一貫した支援体制を構築する。



成果

特別支援連携協議会、巡回相談、特別支援教育研修会の実施により、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための関係機関との連携体制の構築や、特別な支援が必要な子ども及びその保護者に対し、きめ細かな対応を行うことができる体制を充実させることができた。

今後は、構築された支援体制を十分に機能させ、一層の連携強化に取り組む。

事業内容

- ①特別支援連携協議会の運用
- ・福祉、医療等の機関等との効果的な連携の方法、手順の確認。
- ・教育、保健、福祉等の関係機関の専門家が相談に応じる地区相談会の実施 (年12回)及びホームページによる周知。
- ②巡回相談の実施
- ・臨床心理士による児童生徒観察、学校や担当教員のニーズに応じた具体的な助言、専門機関の紹介、学校全体の支援体制についての助言。
- ③特別支援教育に関する研修会の実施
- ・個別の教育支援計画の作成の留意点(関係機関との連携、保護者への説明) 引継ぎの方法、記載内容についての事例研修を実施。
- ・個別の教育支援計画の様式、留意事項のデータ化。
- ・福祉サービスや関係機関についての情報提供。

